

俱知安町 国土強靭化地域計画（概要版）

令和2年
～
令和6年

策定の趣旨と位置づけ

策定の背景

わが国では、これまで多くの大規模自然災害により多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けており、平成23年（2011年）の東日本大震災の経験によって、社会経済システムの維持、被害の最小化、迅速な復旧復興を図る事前防災の重要性が認知されることとなりました。

こうした中、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「国土強靭化法」という。）を公布・施行し、「国土強靭化基本計画」を策定しました。

これを受けて北海道においても、「北海道強靭化計画」を平成27年（2015年）3月に策定し、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

計画の策定趣旨

俱知安町においてもこれまで、東日本大震災や平成28年（2016年）の豪雨災害、平成30年（2018年）の北海道胆振東部地震などの教訓を踏まえ、「俱知安町地域防災計画」の見直しをはじめ防災・減災対策に取り組んできました。

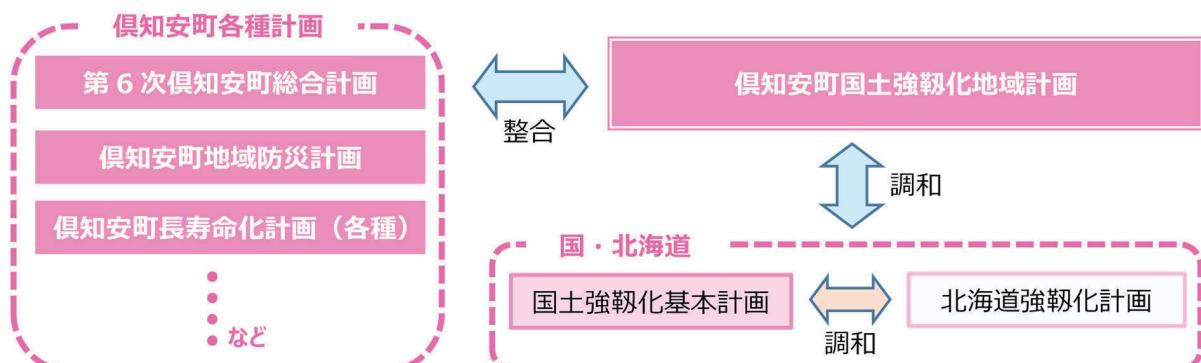
人口減少や少子高齢化、社会基盤施設の老朽化など、平時における様々な課題がある中で、大規模自然災害に対する「脆弱さ」を見つめ直し、俱知安町の強靭化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り俱知安町の持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国や北海道の強靭化を進める上でも不可欠であり、住民を含めたすべての関係者相互の連携のもとこれまでの取組を加速していかなければなりません。

こうしたことから、俱知安町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる、「俱知安町国土強靭化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、国土強靭化法第13条に基づき、国土強靭化地域計画として策定します。国土強靭化地域計画とは、国土強靭化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画などの指針となる計画であり、国における基本計画と調和を保って策定します。

また、本計画は「第6次俱知安町総合計画」の基本構想の考え方を基本に、国土強靭化に関係する部分について、様々な分野別計画等の指針とともに、俱知安町の強靭化を国・北海道の強靭化へつなげるため、「北海道強靭化計画」の施策展開の方向性と調和した国土強靭化地域計画として策定します。



俱知安町国土強靭化地域計画の目標

国土強靭化基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靭化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし国全体の強靭化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、以下のとおり目標を設定しました。

俱知安町国土強靭化地域計画の目標

1. 町民の生命・財産及び社会経済システムの保護

大規模自然災害から町民の生命や財産、外国人を含めた来訪者を守るとともに、災害時における行政サービスや社会基盤など町民の生活に係る重要な社会的な機能を保護する。

2. 俱知安町の持続的成長の促進

大規模災害への対応を見据えながら、人口減少対策、観光産業・インバウンド市場の維持、高速交通体系の確立による交流人口の増加、克雪の取組など俱知安町が直面する課題解決に取り組みながら、俱知安町の持続的成長の促進を図る。

3. 俱知安町の強みを活かした国・北海道全体の強靭化への貢献

国が想定する大規模自然災害に対し、当地域の豊かな地域資源がもたらす高い食料生産力を活かした食料供給拠点としての役割や、現在計画されている北海道新幹線延伸及び北海道横断自動車道俱知安 IC 整備による良好なアクセス性がもたらす物流機能などを活かして、国全体の強靭化に貢献する。

北海道強靭化計画により示されている道央地域の施策の展開方向とも調和を図り、圏域の他市町村と連携を図りながら北海道の強靭化に貢献する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と強靭化のための施策

国土強靭化基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標（カテゴリー）」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」をもとに、道内でも有数の豪雪地域であることや外国人の多い状況等を踏まえ、俱知安町における脆弱性評価の前提となる7つのカテゴリーと19のリスクシナリオを以下のとおり設定しました。

このリスクシナリオごとに、関連する現行の施策の推進状況や対応力の分析により脆弱性評価を行い、その結果を踏まえた強靭化の取組方針としての施策項目及び施策を設定しました。

カテゴリ	リスクシナリオ	施策項目	施 策
① 人 命 の 保 護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 No. 1	1-1-1 住宅・建築物等の耐震化	①民間住宅・建築物の耐震化 ②公共建築物の耐震化
		1-1-2 建築物等の老朽化対策	①公共建築物の老朽化対策 ②民間建築物の老朽化対策
		1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発	①避難場所及び避難所の指定 ②福祉避難所の指定
		1-1-4 緊急輸送道路等の整備	①緊急輸送道路等の整備 ②緊急輸送道路等の無電柱化
		1-1-5 地盤等の情報共有	①大規模盛土造成地の調査及び情報提供
		1-1-6 防火対策・火災予防	①火災予防の取組の推進

カテゴリ	リスクシナリオ	施策項目	施 策
①人命の保護	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 No.2	1-2-1 警戒避難体制の整備等	①火山噴火に対する警戒避難体制の整備 ②土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の情報共有
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 No.3	1-3-1 浸水ハザードマップの作成	①浸水ハザードマップの作成
	1-3-2 河川改修等の治水対策	①河川改修等の治水対策 ②下水道の整備	
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 No.4	1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化	①道路状況確認体制の強化
	1-4-2 除雪体制の確保	①除雪体制の確保	
	1-4-3 なだれ事故対策	①なだれ事故対策	
②救助・救急活動等の迅速な実施	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 No.5	1-5-1 積雪寒冷を想定した避難所等の対策	①積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 No.6	1-6-1 関係機関の情報共有化	①災害時における関係機関との連絡体制の確保 ②防災情報共有システムの運用
	1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化	①住民への情報伝達体制の強化	
	1-6-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策	①外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化 ②避難行動要支援者対策の推進	
	1-6-4 外国人を含めた帰宅困難者対策の推進	①外国人を含めた帰宅困難者への支援の取組の推進	
	1-6-5 地域防災活動、防災教育の推進	①自主防災組織の設立 ②地域防災活動の推進 ③防災教育の推進	
③の行政機能の確実保全	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 No.7	2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備	①物資供給等に係る連携体制の整備 ②遠方の自治体との災害時応援協定
	2-1-2 非常用物資の備蓄促進	①非常用物資の備蓄促進	
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 No.8	2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化	①防災訓練等の実施 ②消防職員の育成 ③消防団員の確保
	2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充	①自衛隊体制の維持・拡充	
	2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	①救助活動等に要する情報基盤、資機材の整備 ②応急手当・救命処置等の普及啓発	
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺 No.9	2-3-1 防疫対策機能の充実	①予防接種の推進 ②感染症対策の推進
	2-3-2 被災時の保健医療支援体制の強化	①被災時の保健医療支援体制の強化	
④の行政機能の確実保全	2-3-3 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮	①避難所運営訓練の実施 ②避難所等の生活環境の改善、健康への配慮	
	2-3-4 災害時における福祉的支援	①災害時における福祉的支援	
	3-1 行政機能の大幅な低下 No.10	3-1-1 災害対策本部機能等の強化	①災害対策本部訓練の実施 ②災害対策本部の拠点となる庁舎機能の充実
	3-1-2 行政の業務継続体制の整備	①行政の業務継続体制の整備	
	3-1-3 広域応援・受援体制の整備	①広域応援・受援体制の整備	

カテゴリ-	リスクシナリオ	施策項目	施 策
④ ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 <small>No. 11</small>	4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大	①再生可能エネルギーの導入推進
		4-1-2 電力基盤等の整備	①電力基盤等の整備 ②停電時のバックアップ体制の構築
		4-1-3 多様なエネルギー資源の活用	①省エネの推進
		4-1-4 石油燃料等供給の確保	①石油燃料等供給の確保
	4-2 食料の安定供給の停滞 <small>No. 12</small>	4-2-1 食料生産基盤の整備	①食料生産基盤の整備 ②農業の担い手確保 ③スマート農業の推進
		4-2-2 地場産食料品の販路拡大	①地場産食料品の付加価値向上と販路拡大
		4-2-3 地場産農産物の産地備蓄の推進	①地場産農産物の産地備蓄の推進
		4-2-4 生鮮食料品の流通体制の確保	①生鮮食料品の流通体制の確保
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 <small>No. 13</small>	4-3-1 水道施設等の防災対策	①水道事業の危機管理体制の整備 ②水道施設等の耐震化、老朽化対策
		4-3-2 下水道施設等の防災対策	①下水道事業の危機管理体制の整備 ②下水道施設等の耐震化、老朽化対策 ③合併処理浄化槽の設置推進
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 <small>No. 14</small>	4-4-1 北海道新幹線の整備	①北海道新幹線の整備
		4-4-2 交通ネットワークの整備	①高規格道路を軸とした交通ネットワークの整備
		4-4-3 道路施設の防災対策等	①道路施設の防災対策、老朽化対策
		4-4-4 公共交通の機能維持	①地域公共交通の再編、維持
⑤ 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 <small>No. 15</small>	5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進	①企業誘致の推進
		5-1-2 企業の業務継続体制の強化	①企業における業務継続体制の強化
		5-1-3 被災企業等への金融支援	①被災企業等への金融支援
	5-2 物流機能等の大幅な低下 <small>No. 16</small>	5-2-1 陸路における流通拠点の機能強化	①陸路における流通拠点の機能強化 (市場機能の維持)
⑥ の二抑制災害	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 <small>No. 17</small>	6-1-1 森林の整備・保全	①森林の整備・保全
		6-1-2 農地・農業水利施設等の保全管理	①農地等の保全管理
⑦ 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ <small>No. 18</small>	7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備	①災害廃棄物処理体制の整備
		7-1-2 地籍調査の実施	①地籍調査の実施
		7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保	①仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊 <small>No. 19</small>	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携	①建設会社の技術力向上 ②建設業の担い手確保
		7-2-2 行政職員の活用促進	①技術職員による応援体制
		7-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化	①地域コミュニティ機能の維持・活性化

発行日：令和3年1月

編集・発行：北海道俱知安町

〒044-0001 北海道虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地

TEL 0136-22-1121

FAX 0136-23-2044